



島根県報

平成17年8月1日(月)
号外第74号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

建設工事の入札・契約の適正執行に係る事務の受託	(土木総務課)	1
島根県入札監視委員会設置要綱の一部改正	(")	2

告 示

島根県告示第869号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により境港管理組合と島根県との間の建設工事の入札・契約の適正執行に係る事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年8月1日

島根県知事 澄田信義

境港管理組合と島根県との間の建設工事の入札・契約の適正執行に係る事務の委託に関する規約

(事務委託の範囲)

第1条 境港管理組合(以下「甲」という。)は、自らが発注した建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事であって島根県内において施工されたもの(以下「建設工事」という。)の入札及び契約に関する透明性を確保し、その適正な執行を図るため、次に掲げる事項に係る調査審議に関する事務(以下「委託事務」という。)を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

- 建設工事の入札及び契約の運用状況等に関すること。
- 建設工事の一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由、経緯等についての審議、意見の具申又は勧告に関すること。
- 指名競争入札及び随意契約における入札及び契約の手続並びに工事成績評定に係る再苦情処理に関すること。

2 前項に規定する調査審議対象案件の抽出その他調査審議の方法は、乙の定めるところによる。

(経費の負担)

第2条 委託事務の執行に要する経費は、乙が支払うものとする。ただし、当該経費に係る費用の負担については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第3条 乙は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要があると認めるとき、又は甲からの申出があった場合において必要があると認めるときは、連絡会議を開くものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年8月1日から施行する。

島根県告示第870号

島根県入札監視委員会設置要綱(平成13年島根県告示第856号)の一部を次のように改正する。

平成17年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1号中「工事」の次に「及び境港管理組合が発注した工事であって県内において施工されたもの」を加え、同条第2号中「県が発注した」を「前号の」に改める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。